

令和6年度専攻科入学者選抜に関する合理的配慮の提供に関して

木更津工業高等専門学校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び、「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に則り、障害等による支援ニーズのある学生に対して、受験上または修学上の合理的配慮の提供を行っています。

専攻科入学者選抜において障害等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は、早めに木更津高専学生課教務係までご相談ください。なお、合理的配慮の提供には準備に時間がかかることもあるため、入学者選抜試験一か月前にあたる以下の期日を過ぎてからの相談及び申請では準備期間が短くなり、希望する合理的配慮を受けられず、安心して試験を受けられなくなる可能性があることに注意してください。

推薦選抜：令和5年4月10日(月)

学力選抜：令和5年5月11日(木)

社会人特別選抜：令和5年10月6日(金)

必要に応じて、志願者、志願者の保護者及び、在籍する学校関係者に対して、相談された内容について質問する場合がありますが、合理的配慮に関する申請及び問い合わせ内容は入学者選抜の可否判定には一切影響ありません。

入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があります。必要となる根拠資料^{*}に関しては、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」によって示されている、1)障害者手帳の種別・等級・区分認定、2)適切な医学的診断基準に基づいた診断書、3)標準化された心理検査等の結果、4)専門家の所見、5)高等専門学校、短期大学等の本校専攻科入学前の支援状況に関する資料、6)本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等が該当します。

※根拠資料に関しては提出の要不要に関しても相談窓口までご相談ください。ご提出いただく

根拠資料としての要件を満たしているかどうか、担当係において確認いたします。満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

(お願い)

入学後に修学上の合理的配慮が必要な場合には、合理的配慮提供のための準備を十分に行うために、出願前の可能な限り早い段階で「事前相談」を受けられることをお勧めします。入試後、または入学後に合理的配慮に関して初めて申請なされると、修学に必要な支援を十分に受けられなくなる可能性があります。なお、事前相談を受けられても、入学者選抜の可否判定には一切影響ありません。

相談窓口

木更津工業高等専門学校 学生課教務係

電話:0438-30-4040 FAX:0438-98-5403

E-MAIL:nyushi@a.kisarazu.ac.jp

専攻科入学者選抜に関する事前相談書

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校長

山 崎 誠 殿

志願者名
生年月日 年 月 日 (歳)
現 住 所
連絡先 TEL
連絡先 E-mail

木更津工業高等専門学校を受験したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

- 1. 志望する専攻名
- 2. 入試区分(推薦・学力・社会人特別選抜)
- 3. 卒業(見込み)学校名及び卒業(見込み)年月日
- 4. 身体の障害の種類と程度
- 5. 出身学校等でとられていた支援内容
- 6. 日常生活の状況等
- 7. 受験上希望する配慮
- 8. 修学上希望する合理的配慮

以上

(注) 事前相談書には、身体障害手帳の写し、あるいは診断書の写し、その他参考になる資料を必ず添付してください。
(注) 事前相談書は、A4 サイズ縦置き横書きとします。